

○総務省令第八十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十三条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二〇二・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方

式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方

式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備

第四十一条の二の六第一号(1)中「（通信の相手方の送信を制御するものを除く。）」を削り、同号(2)中「であつて、いずれも通信の相手方から送信を制御されるもの」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。